

「特許権等を含む JIS の制定等に関する手続について」の改正について（報告）

令和 3 年 1 月 20 日

日本産業標準調査会

1. 改正の趣旨

押印手続きを不要とする改正を行う。

2. 改正理由

行政手続きにおける押印手続きの見直しを踏まえ、別添様式中、「印」及び「署名」に係る記載を削除する。

3. 改正内容

別紙のとおり。